

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進を図るため、本市への移住を検討している者等に対して高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、ふるさとワーキングホリデー推進要綱（平成30年5月30日総務省制定）及び補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高知市ふるさとワーキングホリデー 県外の若者等が市内事業所等において一定期間就業し、地域住民との交流や学びの場を通じて本市の暮らしを体験することをいう。
- (2) 参加者 現に高知県外に住所を有し、高知市ふるさとワーキングホリデーに応募の上参加する満18歳以上の者で、本市への移住を検討している者又は地域との関りを深める意思がある者をいう。
- (3) 市内宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む本市内の施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高知市ふるさとワーキングホリデーの参加者であること。
 - (2) 地方公共団体、移住関連団体若しくは一定期間就業する市内事業所等から、この要綱に基づく補助金と同様の性格があると認められる補助を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次に掲げる者に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
 - (2) 過去に本市に住所を有していた場合は、高知市税を滞納している者
 - (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市が企画する高知市ふるさとワーキングホリデーへの参加事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市ふるさとワーキングホリデーの参加に当たって規則第4条各号に掲げる者を契約者とする等、当該者を利することとなる行為があった場合は、補助対象事業としない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は補助金限度額のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは交付すべき補助金額を決定し、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとは認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、高知市ふるさとワーキングホリデーに係る広報宣伝活動及びアンケート回答、報告書作成に協力しなければならない。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助決定者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第10条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業変更等承認（否認）通知書（様式第4号）により当該申請をした補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 補助決定者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第17条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率	補助金限度額	備考
経費区分	内容			
宿泊費	高知市ふるさとワーキングホリデーの滞在期間中における市内宿泊施設の宿泊費用（飲食費を除く。）であって、補助対象者が支払を行ったもの。	10 分の 10	日額5,000 円に宿泊日数を乗じて得た額。ただし、150,000 円（30 泊分）を上限とする。	(1) 同一の会計年度の補助金の交付は、それぞれの経費区分において、1 人 1 回を限度とする。 (2) 交通費における距離については、最も経済的かつ合理的な経路により算出することとする。
交通費	高知市ふるさとワーキングホリデーの滞在期間中における次に掲げる費用のいずれかで、補助対象者が支払を行ったもの。 (1) 公共交通機関を利用する場合は、市内宿泊施設等から就労先への移動に係る実費額 (2) 自家用車又はレンタカーを利用する場合は、市内宿泊施設等から就労先との往復距離に就業日数を乗じ、さらに 1 km 当たり 30 円を乗じた額		15,000 円	

年 月 日

高知市長 様

住 所
申請者 フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付申請書

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金の交付を受けたいので、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、同要綱第 3 条第 2 項各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

1 補助金交付申請額

	補助対象経費 (①)	補助金限度額 (②)	補助金交付申請額 (①又は②のいずれか少ない方の額で、 1,000 円未満の端数を切り捨てた額)
(1) 宿泊費 ※食事料金を 除く	円 (宿泊 日分)	日額5,000円× 日(宿泊 日数) = 円 ※上限150,000円(30泊分)	円
(2) 交通費	円	15,000 円	円
合計	円	円	円

2 添付書類

- (1) 申請者が高知県外に居住していることが確認できる住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行から 3 か月以内のものに限る。）
- (2) 高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業調査票
- (3) 宿泊費及び交通費が確認できる資料等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金については、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 補助金交付決定金額

補 助 対 象 経 費 の 種 別	補助対象経費の額	補助金交付決定額
(1) 宿泊費	円	円
(2) 交通費	円	円
合 計	円	円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (4) 高知市ふるさとワーキングホリデーに係る広報宣伝活動及びアンケート回答、報告書作成に協力すること。
- (5) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (6) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

高知市長 様

住 所

申請者

氏 名

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業変更等承認申請書

年 月 日付 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

3 補助金変更等申請額

様

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業変更等承認（否認）通知書

年 月 日付けで変更等の承認申請のありました高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金については、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により、下記のとおり承認（否認）することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

承認 の 場 合	変更等承認の内容				
	補助金変更等承認額	金 内訳	円		
		(1) 宿泊費	金	円	
		(2) 交通費	金	円	
	理由				
否認 の 場 合					

年 月 日

高知市長 様

報告者 住 所
氏 名

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業実績報告書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金について、補助事業が完了したので、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額及び実績額

補 助 対 象 経 費 の 種 別	補助金交付決定額	実績額
(1) 宿泊費	円	円
(2) 交通費	円	円
合 計	円	円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 労働条件通知書又は雇用契約書等の写し
- (2) 宿泊費証明書及び宿泊費が確認できる領収書等の写し
- (3) 交通費精算書及び交通費（公共交通機関又は自家用車、レンタカー利用に係る支払額）が確認できる領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様

高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

補助金確定額 金 円

住所

氏 名

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市ふるさとワーキングホリデー補助金について、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

2 振込口座

振込先金融機関		銀行 信金 支店 農協 労金 支所 信組 出張所						
振込口座	預金種別	普通 当座						
	口座番号							右詰でご記入ください。
	フリガナ							
	氏 名							

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状に署名してください（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）。

私（請求者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領に関する権限を委任します。

請求者 住所
氏名

- 振込は、高知市ふるさとワーキングホリデー参加支援事業費補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書を提出した日から1か月程度かかります。
- ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名（漢数字3桁）と7桁の口座番号が必要です。記号・番号では振込できません。